

大阪狭山市地域子育て支援拠点事業実施事業者募集要項

大阪狭山市教育委員会事務局
こども政策部こども家庭支援グループ

1. 事業の趣旨

少子化や共働き家庭の増加、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て中の親の孤独感や不安に対応するため、本市では地域において就学前児童とその保護者（以下「子育て親子」という。）の交流等を促進し、子育ての不安を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした地域子育て支援拠点事業を実施している。

この要項は、事業の目的を理解し、地域の関係機関や行政機関と連携・協力を図りながら、3. (1)に定める実施場所において地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を実施することで、子育て親子の支援に真摯に取り組むことができる運営事業者を募集するため必要な事項を定めるものである。

2. 事業内容

「地域子育て支援拠点事業実施要綱（令和6年3月30日付けこ成環第113号こども家庭庁成育局長通知別紙）」に基づく一般型及び「一時預かり事業実施要綱（令和6年3月30日付け5文科初第2592号、こ成保第191号、文部科学省初等中等教育局長及びこども家庭庁成育局長通知別紙）」に基づく一般型

3. 実施要件

(1)実施場所

大阪狭山市茱萸木六丁目985番地の1（旧くみの木幼稚園）

※下記平面図の①②の部屋

(2)開設日および開設時間

原則として、週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(3)事業従事者の配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上（非常勤職員でも可）配置すること。なお、一時預かり事業については、「一時預かり事業実施要綱4. (1) ④職員の配置」に基づき配置すること。

4. 実施期間

令和8年4月1日～令和12年3月31日

5. 運営補助

大阪狭山市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱（平成 28 年大阪狭山市要綱第 36 号）に基づき、次の交付要綱に定める金額を上限として補助する。

- ・地域子育て支援拠点事業

「重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」（令和 7 年 3 月 11 日付け厚生労働省発社援 0311 第 7 号、厚生労働省発障 0311 第 5 号、厚生労働省発老 0311 第 2 号、厚生労働事務次官通知別紙）

- ・一時預かり事業

「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（令和 5 年 9 月 7 日付けこ成事第 481 号子ども家庭庁長官通知別紙）

6. 事業の利用料

地域子育て支援拠点事業の利用料は原則無料とする。ただし、講座・講習会の材料費等利用者負担が適当と認められる必要最低限の実費については、徴収できるものとする。

また、一時預かり事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

7. 応募資格

次のすべての要件を満たすこととする。

- (1) 保育所等の運営又は子育て支援活動の活動実績を有する社会福祉法人等
- (2) 地域の市民活動に理解があり、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。
- (3) 大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第 4 号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う事業者でないこと。
- (4) その他法令等に違反する事業者でないこと。

8. 提出書類

次の(1)～(8)の書類をデータにて提出すること。

- (1)大阪狭山市地域子育て支援拠点事業実施事業者申込書・趣意書（様式 1）
- (2)事業者の概要書（様式 2）
- (3)団体役員及び担当者名簿（様式 3）
- (4)事業者の定款または規約の写し
- (5)登記簿謄本（3 か月以内に発行のもの）の写し
- (6)大阪狭山市地域子育て支援拠点事業実施計画書（様式 4）
- (7)一時預かり事業従事者の勤務体制及び名簿（様式 5）
- (8)予算書 ※令和 8 ～ 1 1 年度事業分（様式自由）

※ 審査にあたり、追加書類の提出を求めることがある。

9. 選定事業者の受付

(1)募集要項等の配布

- ・ 配布期間 令和7年8月1日（金）～令和7年8月14日（木）
- ・ 配布場所 大阪狭山市ホームページからダウンロード

<https://www.city.osakasayama.osaka.jp/sosiki/kodomoseisakubu/kodomokateishien/kosodateshisetsu/3/1411287136305.html>

(2)質問受付

質問がある場合は、質問票（様式A）に必要事項を記載し、令和7年8月1日（金）～令和7年8月6日（水）までに14. 提出・問い合わせ先まで電子メールにて送付すること。なお質問については応募資格を満たしている事業者に限ることとし、電話やFAX、訪問等による質問は受け付けない。

質問内容及び回答については、上記受付期間終了後、速やかに市ホームページにおいて公開するものとする。

(3)応募書類の提出

- ・ 提出期間 令和7年8月15日（金）～令和7年8月22日（金）
- ・ 提出先 14. 提出・問い合わせ先へメールにて提出

10. 応募上の注意事項

- ・ 市から指示した場合を除き、提出期間終了後の応募書類の変更及び追加は原則として認めない。
- ・ 応募に際して発生する経費は、すべて応募事業者の負担とする。
- ・ 応募事業者から提出された書類の著作権は、それぞれの事業者に帰属するものとする。ただし、市は、実施事業者の決定の公表等に必要な場合は、事業実施計画書等の内容が無償で使用できるものとする。
- ・ 応募書類については、返却しない。
- ・ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を記載し辞退届（様式B）により提出すること。

11. 失格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外するものとする。

- (1)応募書類に虚偽の記載があった場合
- (2)提出期間内に応募書類の提出がなかった場合
- (3)募集要項に違反又は募集要項を著しく逸脱した場合
- (4)審査に関する不当な要求を行った場合
- (5)その他不正行為があった場合

1 2. 応募事業者の審査

(1) 審査方法

大阪狭山市地域子育て支援拠点事業実施事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において応募書類及びヒアリング等に基づき、事業内容と応募事業者の事業企画・実施能力等に関する審査を行うものとする。

なお、ヒアリングは応募事業者の事業責任者及び事業担当者等で事業内容に詳しい者を含む4名までの出席とし、応募事業者の評価が市の求める基準に達しない場合には、該当事業者なしとする場合がある。

(2) 審査項目

審査項目	審査内容
申込の趣意	・ 申込の動機・目的について
提案事業者	・ 提案事業者の組織について ・ 地域子育て支援事業の実績について
事業内容 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり事業	・ 事業内容について
従事者 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり事業	・ 職員体制について
危機管理の対応	・ 安全対策について ・ 利用者対応について
個人情報の保護	・ 個人情報の保護について
独自の取組 ・ 地域子育て支援拠点事業	・ 地域子育て支援拠点事業を行う上での創意工夫について
予算	・ 提案事業に対する予算について

(3) 事業者の決定

選考委員会にて審査した結果を基に、市長が実施事業者を決定する。

1 3. 実施事業者の決定及び業務開始までの流れ

(1) 書類審査及び応募事業者のヒアリング：令和7年9月17日（水）

※事業責任者及び事業担当者が必ず出席すること

(2) 実施事業者の決定：令和7年10月上旬

(3) 審査結果通知：令和7年10月中旬

(4) 事業開始：令和8年4月1日（水）

1 4. 提出・問い合わせ先

大阪狭山市教育委員会事務局 こども政策部 こども家庭支援グループ

住所 大阪狭山市狭山 1 丁目 2384 番地の 1

電話 072-349-8015

E-mail kosodate@city.osakasayama.osaka.jp

【旧くみの木幼稚園平面図】

1 階

